

追加型証券投資信託

インベスコ

マンスリー・インカム・ファンド

約 款

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

# インベスコ マンスリー・インカム・ファンド

## 運用の基本方針

約款の第20条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、世界各国の高利回り公社債への投資により、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、運用を行うことを基本とします。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

米ドル建ての高利回り社債および米ドル建てエマージング・カントリー公社債を主要投資対象とします。また、米ドル建て転換社債および優先株式も投資対象とします。

#### (2) 投資態度

- ① 主として米ドル建て高利回り社債および米ドル建てエマージング・カントリー公社債へ投資し、高水準のインカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目的に、投資信託財産の長期的な成長をめざします。
- ② 業種分析による分散投資とクレジット・リスク分析に基づく銘柄選定を基本としたアクティブ運用を行います。
- ③ 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト（元利金の支払い不履行および遅延）、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等）の発生、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ④ 運用にあたっては、原則として次の範囲で行います。
  - ・米ドル建て高利回り社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の80%程度を最低限度とし、B B格、B格およびこれに準ずるものを中心とします。
  - ・米ドル建てエマージング・カントリー公社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%程度またはそれ以下とします。
  - ・同一発行体の発行する銘柄への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
  - ・モーゲージ担保証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 米ドル建ての高利回りを享受するため、外貨建資産について為替ヘッジは原則として行いません。ただし、為替に重大な影響を与えると判断される政治・経済情勢、金利動向等によっては、為替のヘッジを行うことがあります。

#### (3) 投資制限

- ① 株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ② 株式への投資は、転換社債の転換ならびに転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得した株券、社債権者割当または株主割当により取得した株券および優先株券に限ります。
- ③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ④ 同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥ 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦ デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。

### 3. 収益分配方針

毎月決算を行い、毎決算時に原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収益と売買益等（評価益を含みます。）の全額とします。
- ② 分配金額は、原則として利子・配当収益を中心に、委託者が基準価額の水準、市場環境等を勘案して決定します。（ただし、分配対象金額が少額の場合は分配を行わないこともあります。）
- ③ 収益の分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

## 追加型証券投資信託 インベスコ マンスリー・インカム・ファンド 約款

### (信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）の適用を受けます。

### (信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和 18 年法律第 43 号）第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

### (信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金 34,969,630,000 円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

### (信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 3,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② (削除)

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

### (信託期間)

第4条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第 51 条、第 52 条第 1 項、第 53 条第 1 項または第 55 条第 2 項の規定による信託終了の日または投資信託契約解約の日までとします。

### (受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第4条の2 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当する勧誘のうち、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号、以下「投信法」といいます。）第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

### (当初の受益者)

第5条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 6 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

### (受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 34,969,630,000 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 3 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号、以下「社振法」といいます。）に基づき、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第7条 追加信託は、原則として毎営業日に行うものとします。

② (削除)

③ 第 1 項における追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

④ この約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口

数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第9条 この信託の受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、原則として委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に投資信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関を総称して、または個々を指して以下「販売会社」といいます。）に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第11条 販売会社は、第9条の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、販売会社が独自に定める単位をもって取得申込に応じができるものとします。ただし、販売会社と別に定める累積投資契約約款（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）に従って契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込みに応じができるものとします。

①の2 前項の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所の休業日あるいはニューヨークの銀行休業日に該当する日には、当該取得の申込みを受けないものとします。

② 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に

係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

- ③ 前項の受益権の売却価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の手数料の額は、販売会社が独自に定める率を基準価額に乗じて得た額とします。
- ⑤ 前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって受益権の取得申込に応じができるものとします。その場合の受益権の売却価額は、原則として第40条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 第1項および前項の規定にかかわらず、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、委託者または販売会社は、取得申込の受付けの中止、すでに受けた取得申込の取消しまたはその両方を行うものとします。

## 第12条 (削除)

### (受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

## 第15条 (削除)

## 第16条 (削除)

## 第17条 (削除)

## 第18条 (削除)

### (有価証券および金融商品の指図範囲等)

第19条 委託者（第20条の2に規定する委託者から委託を受けた者を含みます。以下、第20条、第21条から第26条まで、第28条、第35条、第36条および第38条について同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債（以下「分離型新株引受

「権付社債券」といいます。) の新株引受権証券を除きます。)

5. 転換社債の転換ならびに新株予約権付社債のうち会社法(平成17年法律第86号)第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法(明治32年法律第48号)第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権の行使により取得した株券、社債権者割当または株主割当により取得した株券および優先株券

6. コマーシャル・ペーパー

7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

8. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

8の2. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

9. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

10. 外国法人の発行する譲渡性預金証書

11. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

12. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

13. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第5号の証券および第7号の証券または証書のうち第5号の証券の性質を有するものを以下「株式」とい、第1号から第4号までの証券および第7号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものならびに第8号の2の投資法人債券を以下「公社債」とい、第8号および第8号の2の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、投資信託財産に属する株式の時価総額が、投資信託財産の総資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第19条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者(第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下、本条および第30条において同じ。)、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第19条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等、ならびに第23条、第24条、第26条、第28条および第35

条から第 37 条までに掲げる取引を行うことができます。

(運用の基本方針)

第 20 条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

(運用の権限委託)

第 20 条の 2 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

商号：インベスコ・アドバイザーズ・インク

所在地：アメリカ合衆国 ジョージア州アトランタ市

② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第 43 条の規定に基づいて委託者が受ける報酬から、支弁するものとし、その報酬額については、委託者と前項の委託を受けた者の間で別途定めるものとします。

③ 第 1 項の規定にかかわらず、第 1 項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、投資信託契約に違反した場合、投資信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、または委託の内容を変更することができます。

(投資する株式の範囲)

第 21 条 委託者が投資することを指図する株式は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第 21 条の 2 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポート・債券等エクスポート・及びデリバティブ取引等エクスポート・の信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うものとします。

(同一銘柄の株式への投資制限)

第 22 条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第 23 条 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、外国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）を、また、金融商品市場または外国金融商品市場によらないで行なう有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引（これらの取引と類似の取引を含みます。）を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします。（以下同じ。）

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に投資信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金ならびに償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金ならびに第 19 条第 2 項に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプショ

ン取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引、ならびに金融商品市場または外国金融商品市場によらないで行なう通貨にかかる先物取引およびオプション取引（これらの取引と類似の取引を含みます。）を次の範囲で行うことの指図することができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジの対象とする外貨建資産（外貨通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびに金融商品市場または外国金融商品市場によらないで行なう金利に係る先物取引およびオプション取引（これらの取引と類似の取引を含みます。）を次の範囲で行うことの指図することができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（投資信託財産が 1 年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金ならびに第 19 条第 2 項に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金ならびに第 19 条第 2 項に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、投資信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

#### （スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第 24 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価す

るものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### (同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 25 条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

#### (有価証券の貸付の指図および範囲)

第 26 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の 50% を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### (特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 27 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### (外国為替予約の指図)

第 28 条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

#### (外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第 29 条 投資信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

#### (信託業務の委託等)

第 30 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 投資信託財産の保存に係る業務
  2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者（第 20 条の 2 第 1 項に定める運用指図に関する権限の委託先を含みます。）のみの指図

により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

#### 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

##### 第31条 (削除)

###### (混藏寄託)

第32条 金融機関または第一種金融商品取引業者から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混藏寄託できるものとします。

###### (一括登録)

第33条 投資信託財産に属する国債証券のうち振替決済に係る国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては、日本銀行名義で一括登録することができます。

###### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第34条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項但し書きの規定にかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

###### (有価証券売却等の指図)

第35条 委託者は、投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

###### (再投資の指図)

第36条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

###### (資金の借入れ)

第37条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。ただし、資金の借入れ額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

###### (損益の帰属)

第 38 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 39 条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 40 条 この信託の計算期間は、毎月各 11 日から翌月 10 日までとして、毎月決算を行います。ただし、第 1 期の計算期間は、平成 10 年 2 月 25 日から平成 10 年 5 月 10 日までとします。決算日に該当する日が休業日の場合、決算日は翌営業日とします。

(投資信託財産に関する報告)

第 41 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査報酬等)

第 42 条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

- ② 前項の諸費用の他、以下に定める費用は受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

1. 投資信託財産に係る監査報酬
2. 法律顧問に対する報酬
3. 法定目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
5. 運用状況に係る情報の作成、印刷および提供等に係る費用
6. 公告および投資信託約款の変更および解約に関する書面の作成、印刷および交付に係る費用
7. 投資信託振替制度に係る手数料および費用

- ③ 委託者は前項に定める諸費用の支払を投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代りに、かかる諸費用の合計額を予め合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、固定料率で投資信託財産から支弁を受けることができるものとし、この固定料率には上限を付すことができるものとします。

- ④ 委託者は、投資信託財産の規模等を考慮して、前項の固定料率を期中に変更することができます。

- ⑤ 第 3 項において固定料率を定める場合、かかる諸費用の額は、第 40 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計上し、毎計算期末および信託終了のときに、投資信託財産中から支弁し、委託者に支払います。

- ⑥ 第 2 項の規定は、投資信託財産に係る監査報酬を除き、平成 12 年 12 月 1 日以降適用します。

(信託報酬等の総額)

第 43 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 40 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 155 の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

#### (収益の分配方式)

第 44 条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 每計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### 第 45 条 (削除)

#### (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 46 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、第 47 条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 9 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

- ④ 一部解約金（第 50 条第 5 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第 50 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から当該受益者に支払います。

- ⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

#### (収益分配金および償還金の時効)

第 47 条 受益者が、収益分配金については、前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については、前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### (収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 48 条 受託者は、収益分配金については第 46 条第 1 項に規定する支払開始日および第 2 項に規定する交付開始日前までに、償還金については第 46 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 46 条第 4 項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### 第 49 条 (削除)

##### (信託の一部解約)

第 50 条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社が独自に定める単位（別に定める契約にかかる受益権または販売会社に帰属する受益権については 1 口の整数倍とします。）をもって、委託者に対し一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所の休業日あるいはニューヨークの銀行休業日においては、当該一部解約の実行の請求を受けないものとします。

③ 委託者は、前 2 項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

⑤ 平成 19 年 1 月 4 日以降の投資信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

⑥ 委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（当ファンドの投資対象国であるエマージング・カントリーにおける政治、経済、社会情勢の急変等を含む。）があるときは、第 1 項および第 2 項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。

⑦ 前項により、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

##### (質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 50 条の 2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

##### (投資信託契約の解約)

第 51 条 委託者は、信託期間中において、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 30 億口を下回った場合またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べ

るべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の投資信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

#### (投資信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第52条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第56条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第53条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第56条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第54条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることができます。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第55条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第56条の規定にしたがい、新受託者を選任します。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (投資信託約款の変更)

- 第56条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
  - ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
  - ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の投資信託約款の変更をしません。
  - ⑤ 委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 56 条の 2 第 51 条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、第 51 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

② 前項の請求の取扱いは、委託者と受託者との協議により定めた手続きにより行うものとします。

第 57 条 (削除)

(公告)

第 58 条 委託者が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

(運用状況に係る情報の提供)

第 58 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第 59 条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附 則)

第 1 条 第 46 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 2 条 平成 18 年 12 月 29 日現在の投資信託約款第 9 条、第 10 条、第 12 条（受益証券の種類）から第 18 条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により投資信託契約を締結します。

投資信託契約締結日 平成 10 年 2 月 25 日

委託者 インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社